

## 民生・児童委員の交替

厚生労働大臣からの委嘱により、3月1日から岩屋谷・みどり団地担当の民生・児童委員が、美甘英俊さん（岩屋谷）に交替しました。

民生・児童委員は、身近な相談役として、生活上の諸問題に対し、親身になって相談にのります。また、必要に応じ関係機関との連絡・調整役も務めます。

任期は、平成31年11月30日までです。



美甘 英俊さん



**問い合わせ先** 福祉課 TEL:0859-68-5534

## 町の総合情報誌 「暮らしの便利帳」共同発行

伯耆町は、株式会社サイネックス（大阪市在）との官民共同により、行政情報ほか暮らしに役立つ情報を一冊にまとめた情報誌「暮らしの便利帳」を発行することになりました。

本誌発行に先立ち、共同発行に係る協定書調印式を2月15日（水）、伯耆町役場で行いました。

「暮らしの便利帳」には、役場での各種手続き案内などの行政情報、町の歴史文化・特産品などの地域情報、医療機関や子育てに関する情報などの生活に必要な情報を掲載します。今年8月に発行し、町内全世帯へ配布する予定です。

なお、製作費用は本誌掲載の広告料で全てまかなわれるため、町の負担はありません。今後、同社が町内事業者などに対して広告を募集するので、ご協力よろしくお願いします。



株式会社サイネックス・雲林院英幸氏と協定を交わす森安保町長

**問い合わせ先**  
企画課 町づくり推進室 TEL:0859-68-3113

## 固定資産評価審査委員が決まりました

任期満了による固定資産評価審査委員の改選があり、次の3人が選任されました。

固定資産評価委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために設置されています。

任期は、平成29年2月18日から平成32年2月17日までの3年間です。



奥田晃彦さん（岩屋谷） 森本真人さん（貴住） 橋谷賢二さん（番原）

**問い合わせ先** 住民課 TEL:0859-68-3115

## 番組へのご意見・感想を聞かせてください

### 伯耆町有線テレビ番組モニター募集中

伯耆町有線テレビジョン放送は、町民皆様にとって、より身近で役立つ番組作りのため、番組へのご意見や感想をお寄せいただく番組モニターを募集しています。

**目的** 視聴者の声を聞き、番組の質的向上に役立てるため

**対象** 18歳以上の町内在住者で、伯耆町有線テレビを視聴できる人

**内容** 指定された番組の感想を提出し、アンケートに回答（任期中2回程度）

**募集人数** 5人

**委任期間** 平成30年3月31日まで

**報酬** 1回あたり1,000円

**申込期限** 4月24日（月）まで

**申込方法** 折込チラシをご参照ください



**申込み・問い合わせ先**  
企画課 町づくり推進室 TEL:0859-68-3113

## 楽しくお得に健康づくり 温泉プール無料利用券

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町は、町民の自発的・積極的な健康づくりを支援するため、温泉プールの無料利用券を交付します。希望する人は、窓口で申請してください。

### 個人利用

○最大48回分（14,880円分）

### グループ利用（友人同士や家族など2人以上）

○最大48回分（14,880円分）

グループ全員が48回を利用した場合には、更新申請で「3月末までの残り月数×4回分」を更に助成

### モニター利用（水中ウォーキングの効果を検証するため、体重・体脂肪率などを記録していただける人）

○最大96回分（29,760円分）

「プール利用者カード」をあわせて交付しますので、体重などを記録して、3月末に福祉課へ提出してください。

※週2回（月8回）を想定していますが、使用頻度は問いません。

**対象者** 町民（医師による運動制限を受けていない人）  
**交付の種類** 利用形態によって、無料利用券の交付枚数が変わります。

**利用期限** 4月3日～平成30年3月31日

**受付窓口** 福祉課、分庁総合窓口課

**受付開始** 4月3日

### 注意事項

- ・無料利用券は温泉プールでのみ利用できません。
- ・※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
- ・保健事業の対象ではありません。
- ・本人以外は利用できません。
- ・再発行はできません。



**問い合わせ先** 福祉課 TEL:0859-68-5534

## 4月から手当額が変わります

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当などを受給しているみなさまへ

（手当は1ヶ月あたりの額）

児童扶養手当などの各種手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する、物価スライド措置がとられています。

平成28年平均の全国消費者物価指数が前年比マイナス0.1%と公表されたことに伴い、平成29年4月から、手当額が0.1%引き下げられます。

手当の名称		平成29年3月分まで	平成29年4月分から
児童扶養手当	全額支給	基本額 42,330円	42,290円
		第2子加算 10,000円	9,990円
		第3子以降加算 6,000円	5,990円
特別児童扶養手当	一部支給	基本額 9,990円～42,320円	9,980～42,280円
		第2子加算 5,000円～9,990円	5,000～9,980円
		第3子以降加算 3,000円～5,990円	3,000～5,980円
特別児童扶養手当	1級	51,500円	51,450円
	2級	34,300円	34,270円
特別障害者手当		26,830円	26,810円
障害児福祉手当		14,600円	14,580円
経過の福祉手当		14,600円	14,580円

**問い合わせ先**  
福祉課 福祉支援室  
TEL:0859-68-5534

## 精神障がい者家族相談ダイヤル

家族による家族のための相談です。相談料は無料で、匿名でも相談をお受けします。（通話料は別途かかります）

**と き** 毎月第1・3木曜日  
13:00～16:00

**電話番号** 090-3880-3498

**実施者** 鳥取県精神障害者家族会連合会

### 平成29年度実施日

4月	5月	6月	7月	8月	9月
6・20日	4・18日	1・15日	6・20日	3・17日	7・21日
10月	11月	12月	1月	2月	3月
5・19日	2・16日	7・21日	4・18日	1・15日	1・15日

**問い合わせ先** 健康対策課 TEL:0859-68-5536